

答 申 書

令和 6 年 3 月 2 8 日

京都市長 松井 孝治 様

京都市環境影響評価審査会
会 長 東 野 達



令和 6 年 2 月 2 日付け環環管第 1 6 7 号をもって諮問のありました「(仮称) 伏見工業高等学校跡地事業」に係る配慮書案について、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

- 1 環境要素について、京都市技術指針に基づき抽出・設定するとともに、それらの要素について影響の程度を分かりやすく配慮書に記載すること。
- 2 東高瀬川について、影響の有無を配慮書に記載すること。
- 3 土壌汚染について、生活環境に影響がないよう十分に対応すること。
- 4 温室効果ガス排出量については、材料調達から廃棄物処理までのライフサイクル的評価に努めるとともに、エネルギー収支や二酸化炭素排出源など、算定根拠を可能な限り配慮書に記載すること。
- 5 本事業は国から選定された「脱炭素先行地域」における事業であることを十分に踏まえ、脱炭素に係る取組とその効果について、可能な限り配慮書に記載すること。また、事業実施時点における最先端の技術及び知見について、柔軟に導入するよう努めること。
- 6 多数の住民が住むことを念頭に、洪水浸水等の災害への対応に十分に配慮すること。
- 7 工事車両の通行により周辺の交通状況が悪化しないよう配慮するとともに、供用後においてもカーシェアリングの促進など車利用の抑制について適切に配慮すること。
- 8 本答申を踏まえた市長意見に基づき、配慮書案の内容に検討を加え、配慮書を作成するとともに、配慮書に記載された環境配慮方針及び内容に従って事業を進めること。

以上